

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

亀 岡 市

第1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

第2 促進計画の目標

1 市内全域（2の特定農山村法指定地域を除く）

(1) 現況

亀岡市は、平坦部から山間部までの各所に農地が存在し、都市部、平坦部、山間部と多様な地域特性を持ちつつ、府下有数の広大な農地を有する「京都の穀倉地帯」として高い農業生産力を誇ってきた。

しかし、農業者の兼業化や高齢化等により、地域資源の維持管理に係る労働力不足が顕著となっており、非農業者を含む地域全体で資源保全に取り組む体制の構築が必要となっている。

また、近代農業において、一部における化学肥料の過剰な施用、農薬の不適切な使用等が自然環境や生態系に悪影響を及ぼす場面も生じてきており、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業の分野においても環境への負荷を極力小さくしていくことが早急に求められており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全する。

2 特定農山村法指定地域（東別院町・西別院町・畑野町・宮前町・東本梅町・保津町）

(1) 現況

本地域は、亀岡市を囲む亀岡盆地の急傾斜地域で、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、生産条件において不利な地域であっても、国民全体の関心事である環境への負荷軽減については、平場地域と同様に取組を行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も推進するよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全する。

3 指定棚田地域振興法（千歳町）

(1) 現況

旧千歳村地域では、人口の減少（平成23年1,284人→令和2年1,120人：人口減少率12.8%）や高齢化の進展（高齢化率約41.7%）による地域、特に農業の担い手不足などが深刻化しており、棚田の耕作放棄が増加していくことが懸念され、担い手や後継者の確保が最大の課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も推進するよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図り、生物多様性を保全する。

第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内全域 （特定農山村法指定地域を除く）	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	特定農山村法指定地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	指定棚田地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

第4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

第5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

京都府特認基準を満たす地域及び農地については交付金の対象としない。

ア 対象地域

特定農山村法の指定地域（東別院町、西別院町、畑野町、宮前町、東本梅町及び保津町）

イ 対象農用地

(ア) 田1／20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の急傾斜農用地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 集落協定の共通事項

特になし。

3 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次のとおりである。

亀岡市地域農業担い手認定制度実施要領に基づき、担い手として認定された者。

(1) 農業者

ア 年間おおむね150日以上農業に従事する者が1人以上いること。

イ 土地利用型経営にあっては経営農用地面積が120a以上であること。ただし、他の経営に属するものにあっては別途定める。

ウ 市長が定める効率的かつ安定的な農業経営の指標の達成に意欲と能力を持っていること。

エ 新規参入者については、ウの要件を満たしている者であること。

(2) 農業生産法人等

ア 農業生産法人、農事組合法人等の農業経営を行う法人及びこれらに準ずる経営体とする。

イ アの「準ずる経営体」とは、すでに農業経営体として活動しており、近く法人格を備える予定のあるものをいう。

ウ 市長が定める効率的かつ安定的な農業経営の指標の達成に意欲と能力を持っていること。

4 その他必要な事項

特になし。